

# 平成16年度の年金制度改正について

## (平成19年4月施行分)

平成16年度の年金制度改正のうち、平成19年4月から施行される内容について、以下のとおりお知らせします。

### 離婚時の年金分割制度の導入

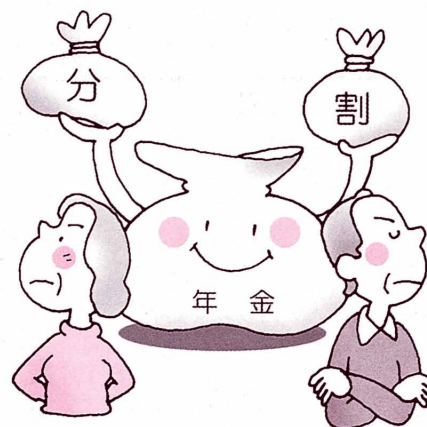
平成19年4月1日以後に離婚した場合、離婚をした当事者間の合意または裁判手続きにより按分割合を定めたときに、その当事者の一方からの請求によって、婚姻期間中の共済年金を分割できるようになります。

#### ■分割の対象期間

平成19年4月1日以後に成立した離婚が対象となります。ただし、分割の対象となる期間は、平成19年4月前の婚姻期間も対象となります。

#### ■婚姻期間とは

- ・法律上婚姻関係にある場合には、戸籍上における婚姻期間が対象となります。
- ・事実上婚姻関係と同様の事情にある場合には、当事者の一方が被扶養配偶者として国民年金法上の第3号被保険者として認定されていた期間に限られます。



#### ■分割の方法

分割の方法は、年金額そのものを分けるのではなく、年金を算定する際の基礎となる給料および期末手当等の額を最高50%を上限として分割し、それぞれの年金額を新たに算定することにより行います。この給料等の額を分ける割合を「按分割合」といいます。

- ・按分割合の決定は、原則として離婚する当事者間で協議、合意のうえ決定することになります。
- ・当事者間での合意がまとまらない場合、当事者一方の求めに基づき、裁判手続きにより按分割合を定めることとなります。

#### ■分割の対象となる年金種別

- ・退職給付……退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金
- ・障害給付……障害共済年金、障害年金

#### ■分割された年金の支給開始時期

- ・すでに年金を受給している場合には、分割請求のあった日の翌月分から、分割後の内容による年金支給が開始されます。
- ・年金を受給していない（年金の受給年齢に到達していない）場合は、自身の年金を受ける年齢に到達するまで分割により年金の支給は開始されません。

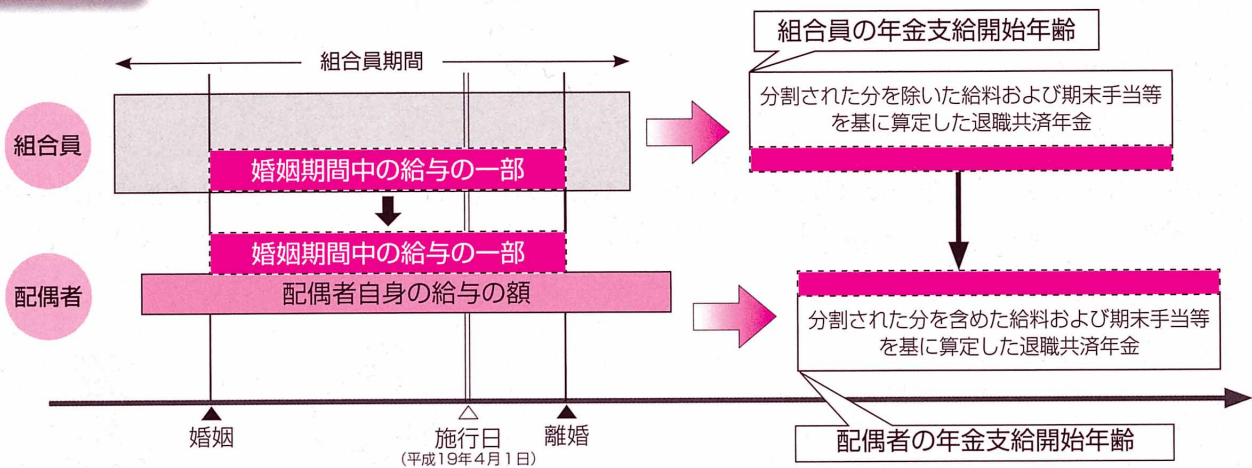
## ■当事者の一方が死亡した場合

分割の請求後において、分割をされる側の元配偶者が死亡された場合であっても、分割を受ける側の年金額に影響はありません。

## ■請求にかかる時効

原則離婚をしたときから2年を経過すると、分割請求はできなくなります。

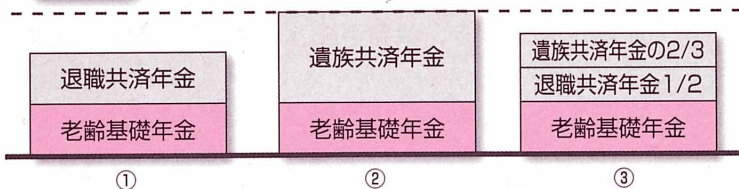
### イメージ図



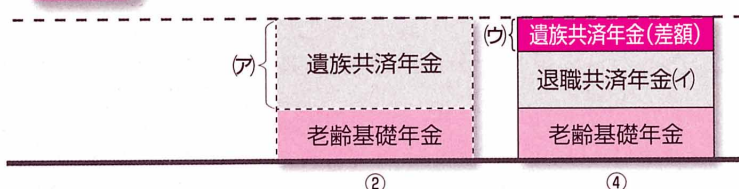
## 遺族共済年金の支給方法の見直し

65歳以上で退職（老齢）と遺族のように異なる種類の年金を2つ以上受け取ることができる場合には、下段の改正前の図のように①から③のいずれかを選択して受け取ることとなっていますが、平成19年4月以降に65歳になれる方からは、まず自身の退職共済年金（または老齢厚生年金）を全額受け取ったうえで、改正前の選択肢のうちで最も高い額と退職共済年金（または老齢厚生年金）との差額を遺族共済年金として受け取る方法に改められます。

### 現行



### 改正後



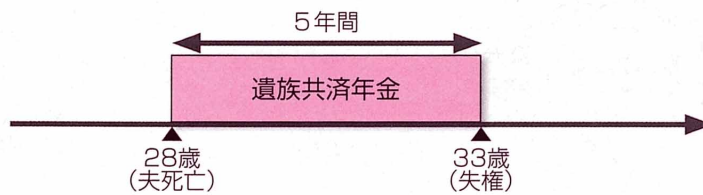
・この場合、現行では②の金額が最も多いことから、②を選択して受給することになり退職共済年金は全額支給停止となることから、自分自身が負担した掛金が年金給付に反映されないこととなります。また、同様に③を選択した場合であっても半分が年金給付に反映されないことから、自身がかけてきた掛金に関して掛け捨て感が生じていました。

・自らの退職共済年金を全額(イ)受給したうえで、改正前の選択肢のうち最も多い額(ア)と退職共済年金との差額(イ)を遺族共済年金として受給します。

## 子のいない30歳未満の妻に対する遺族共済年金の有期化

妻に対する遺族共済年金の支払期間は、死亡や再婚により失権しない限り、年齢や養育する子の有無に関わらず、生涯にわたって年金を受け取ることができましたが、今回の改正により、子のいない30歳未満の妻に対する遺族共済年金については、5年間で終了する給付とされました。

**例** 夫死亡時28歳の妻・子がない場合



## 65歳以降の退職共済年金の繰下げ支給制度の創設

65歳から受け取ることができる本来支給の退職共済年金について、65歳から66歳になるまでに年金の請求を行わなかった場合には、繰り下げの請求ができることになりました。

また、繰り下げ請求を行った場合、その繰り下げ期間に応じて年金額が増額されることになります。

なお、退職共済年金の繰り下げ請求を行った場合、老齢基礎年金も同時に繰り下げをすることとなります。

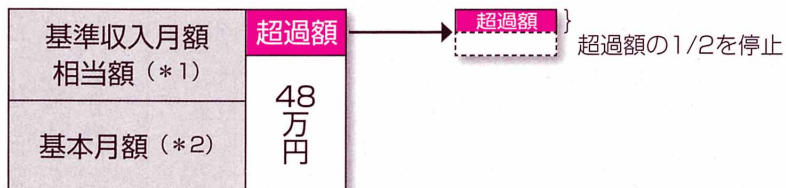


## 70歳以上の民間企業等に使用される者の年金の支給停止（所得制限）

公務員を退職後再就職し、厚生年金適用事業所に勤務されている場合の退職共済年金や障害共済年金については、再就職後の賃金と年金額に応じて70歳に到達するまで一部支給停止を行っております。

改正後は、70歳以上の方も賃金と年金の合計額が一定額を超えた場合には、年金の一部支給停止（所得制限）が行われることになりました。

### イメージ図



◎停止額の計算

$$\text{支給停止額} = (\text{基準収入月額相当額}(*1) + \text{基本月額}(*2) - 48\text{万円}) \times 1/2 \times 12\text{月}$$

(\*1) 基準収入月額相当額：(保険料(掛金)の標準となった給料) + (1年分の賞与(期末手当等)の合計額) × 1/12

(\*2) 基本月額：退職(障害)共済年金のうち、職域年金相当部分および加給年金額を除いた額 × 1/12